

秋田県告示第510号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年10月10日

秋田県知事 鈴木 健太

- 1 処分をした年月日
令和7年9月26日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社ミウラ商会
大仙市刈和野字愛宕下174番地の4
代表取締役 三浦 廣己
秋田県知事許可（般-3）第12750号
- 3 処分の内容
土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和7年9月26日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。